

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札実施要綱

平成23年4月1日企財第13号

改正

平成26年4月1日

平成29年3月30日

(趣旨)

第1 この要綱は、別に定めがあるもののほか、建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設関連業務 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第31号の2）第2条に定める建設関連業務で、町費で支弁するものをいう。

(2) 入札担当課長 財政課長をいう。

(3) 主管課等の長 当該建設関連業務を所管する課等の長をいう。

(業務委託施行伺いの合議)

第3 主管課等の長は、指名競争入札又は設計額が50万円を超える建設関連業務で随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号及び第9号による場合を除く。以下同じ。）の方法により契約を締結しようとする建設関連業務の施行伺い（以下「業務委託施行伺い」という。）については、入札担当課長に合議しなければならない。

2 前項の業務委託施行伺いのうち、指名競争入札の方法により契約を締結しようとする建設関連業務に係るものについては、入札に付する根拠及び理由、業務種別その他別に定める必要事項を記載しなければならない。

3 主管課等の長は、前項の規定による業務委託施行伺いを合議するときは、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の資格の設定に係る参考事項を記載した合議資料（様式第1号）を作成し、入札担当課長に提出しなければならない。

4 第1項の業務委託施行伺いのうち、設計額が50万円を超える建設関連業務で随意契約の方法により契約を締結しようとする建設関連業務に係るものについては、随意契約に付する根拠及び理由、選定業者

及び選定理由等を記載した随意契約理由書（様式第2号）を添付しなければならない。

（指名競争入札参加者の指名基準）

第4 指名競争入札を行う場合の入札参加者の指名は、別に定める指名基準により行うものとする。

（予定価格調書の作成）

第5 主管課等の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。ただし、当該建設関連業務に最低制限価格を設定することが適当でない町長が認めたときは、この限りでない。

（指名競争入札の指名通知）

第6 主管課等の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより被指名者に通知するものとする。

（入札の執行に係る事務）

第7 指名競争入札の執行に係る事務は、主管課等の長が行うものとする。

2 主管課等の長は、入札執行の結果を入札調書（様式第3号）に記載しなければならない。

（入札の方法等）

第8 入札参加者は、第6の規定による通知により指定した日時、方法により入札書を提出しなければならない。

（入札の延期等）

第9 主管課等の長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取りやめることができる。

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なとき。
- (2) 入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (3) 競争入札の趣旨が失われると認められるとき。
- (4) その他やむを得ない事情が生じたとき。

（落札決定）

第10 主管課等の長は、落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に告知をするものとする。

（指名停止等）

第11 町長は、入札参加者に対し、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱（平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。）に基づく指名停止の措置に準じた措置を行うことができる。

（契約の成立要件）

第12 契約は、落札者と決定された者と締結するものとする。ただし、当該建設関連業務に係る委託契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

(1) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（入札参加資格の再審査に係る認定を受けた場合を除く。）

(2) 措置要綱に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けた場合

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

合 議 資 料

委託業務名		委託場所	
業務概要		履行期間	
主管課等		業務種別	
指名通知予定日		入札予定日	
設計額	税込	円	担当者名
	税抜	円	
特記事項等			

注) 合議資料には、次の資料各1部を添付すること。(原則としてA4版に縮小すること。)

- 1 施行伺いの写し (契約方法の根拠及び理由、入札条件及び業務概要等が判明する部分)
- 2 設計書の写し (業務概要等が判明する部分)
- 3 関連図書の写し (位置図等)

入札担当課記入欄

受付日	
-----	--

随意契約理由書

委託業務名 _____

根拠規定等	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 ※根拠条文を記入すること。
随意契約理由	
選定業者	
選定理由	

注) 随意契約理由及び選定理由は、その理由を具体的に記入すること。

様式第3号 (第7関係)

入札調書

入札日時	年 月 日 時 分			
委託業務名				
委託場所				
予定価格	円	最低制限価格	円	
予定価格(税抜)	円	最低制限価格(税抜)	円	
指名業者名	入札額(円)			落札額 (円)
	第1回	第2回	第3回	

(50音順)

備考 入札額(落札額)に当該額の10%に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格(落札価格)である。